

○印西市空き家バンク実施要綱

令和2年3月4日告示第26号

改正 令和5年11月30日告示第208号

印西市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第15条の規定による空き家に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策として実施する空き家バンクの利用手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 市内に存在する建物（その敷地を含む。）のうち、個人の居住を目的として建築され、現に居住又は使用していないもの（予定のものを含む。）であって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約の対象となっていないものをいう。

(2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家を売却し、又は賃貸する能力を有する者をいう。

(3) 空き家バンク 空き家に関する情報を集約し、所有者と空き家の利用を希望する者の情報の共有を図ることにより、空き家の利活用を促進するための仕組みをいう。

(4) 協力事業者 空き家バンクに係る空き家の売買、賃貸借等の契約の代理又は媒介（以下「媒介等」という。）に当たり、市と協定を締結した団体及びその構成員をいう。

(空き家情報の登録)

第3条 所有者は、空き家バンクへの空き家の情報の登録（以下「物件登録」という。）をしようとするときは、空き家バンク物件登録申込書（別記第1号様式）に、空き家バンク物件登録カード（別記第2号様式）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により物件登録の申込みがあったときは、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、物件登録を行うものとする。

(1) 老朽化が著しい場合

(2) 大規模な修繕が必要な場合

(3) 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）が所有者である場合

(4) その他市長が適当でないと認める場合

3 物件登録の期間は2年とし、再登録を妨げない。

4 市長は、物件登録をしたときは、空き家バンク物件登録完了通知書（別記第3号様式）により、当該所有者に通知するものとする。

5 市長は、物件登録に当たり、空き家バンク物件登録台帳（別記第4号様式）を整備するものとする。

（空き家情報の変更）

第4条 物件登録に係る所有者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録の内容に変更が生じたときは、空き家バンク物件登録変更届出書（別記第5号様式）に、空き家バンク物件登録カードを添えて、市長に届け出るものとする。

（物件登録の取消し）

第5条 物件登録者は、物件登録を取り消したいとき、又は物件登録の対象の空き家（以下「登録物件」という。）が、所有権の移転、賃借権の設定その他空き家の所有又は占有に係る権利の移転等があったときは、空き家バンク物件登録取消依頼書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、物件登録者から物件登録の取消しの依頼があった場合その他市長が不相当と認める場合には、物件登録を取り消し、空き家バンク物件登録取消通知書（別記第7号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。

（利用者の登録等）

第6条 登録物件の利用を希望する者は、空き家バンク利用者登録申込書（別記第8号様式）により、市長に申込みものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みがあったときは、当該申込者が暴力団密接関係者等である場合その他市長が不相当と認める者である場合を除き、空き家バンク利用者として登録し、空き家バンク利用者登録完了通知書（別記第9号様式）により、当該申込者に通知するものとする。

3 空き家バンク利用者の登録期間は2年とし、再登録を妨げない。

4 市長は、空き家バンク利用者の登録（以下「利用者登録」という。）に当たり、空き家バンク利用者台帳（別記第10号様式）を整備するものとする。

（空き家バンク利用者の登録情報の変更）

第7条 空き家バンク利用者は、登録した事項に変更があったときは、空き家バンク利用者登録変更届出書（別記第11号様式）により、市長に届け出なければならない。

（空き家バンク利用者の登録の取消し）

第8条 空き家バンク利用者は、利用者登録を取り消したいときは、空き家バンク利用者登録取消依頼書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用者登録の取消しの依頼があった場合

又は申込み内容に虚偽があった場合には、利用者登録を取り消し、空き家バンク利用者登録取消通知書（別記第13号様式）により、当該空き家バンク利用者に通知するものとする。

（媒介等の依頼）

第9条 市長は、物件登録者の承諾があった場合において、協力事業者に登録物件の媒介等を依頼するとき、又は依頼を中断し、若しくは終了しようとするときは、空き家バンク媒介等依頼書（別記第14号様式）により依頼するものとする。

（交渉の申込み）

第10条 空き家バンク利用者は、交渉を希望する登録物件があるときは、空き家バンク登録物件交渉申込書（別記第15号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により交渉の申込みがあったときは、空き家バンク交渉申込通知書（別記第16号様式）により、当該物件登録者（物件登録者が協力事業者の媒介等を承諾し、協力事業者と媒介等に関する契約を締結しているときは、当該協力事業者を含む。）に通知するものとする。

3 物件登録者は、交渉の終了後遅滞なく、市長にその結果を報告しなければならない。

4 市長は、交渉について、一切関与しないものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月30日告示第208号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。